不足額給付Ⅱの確認フローチャート

はい：

いいえ：

スタート

令和7年1月1日時点で、岩沼市に住民登録がある
(住登外課税者を含む)

→ 岩沼市での支給対象ではない
令和7年1月1日時点で住民登録がある自治体にお問合わせください

令和６年中の合計所得額が１，８０５万円以下である

→ 不足額給付の対象ではない

令和５年中、令和６年中ともに合計所得が４８万円を超える

→ （青色）事業専従者である

→ 不足額給付Ⅱの対象ではない
（扶養親族として減税・給付の対象であったり、低所得世帯向け給付の対象の可能性はある）

令和６年度個人住民税所得割額が０

→ 不足額給付Ⅱの対象ではない
（本人として定額減税の適用）

令和６年分所得税額が０

→ 不足額給付Ⅱの対象ではない
（本人として定額減税の適用）

令和６年度個人住民税及び令和６年分所得税において
定額減税を受けてない

→ 不足額給付Ⅱの対象ではない
（本人として定額減税の適用）

当初調整給付を受給してない

→ 不足額給付Ⅱの対象ではない
（当初調整給付を受給）

令和５年度非課税世帯給付金

令和５年度均等割のみ課税世帯給付金

令和６年度新たに非課税・均等割のみ課税世帯給付金

の世帯主・世帯員ではない

→ 不足額給付Ⅱの対象ではない
（低所得世帯向け給付の対象）

不足額給付Ⅱ（原則４万円）の対象

※令和６年１月１日時点で国外居住者の場合は原則３万円

申請書（専従者等用）を提出してください